

2021年1月14日

学生の皆様へ

学生支援部長 田代 利恵

### 緊急事態宣言の発令に伴う対応について（課外活動関係）

昨年末からの新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、昨日、福岡県が国の緊急事態宣言の対象区域に加えられました。今回の緊急事態宣言については、前回（昨年4月）の宣言とは異なり学校に対する一斉休校までは求められていませんが、「20時以降の外出自粛の徹底」「大学などにおける部活動や学生寮での感染防止対策、懇親会や飲み会の開催について、学生への注意喚起の徹底」「部活動における感染リスクの高い活動の制限」が要請されています。また、本学においても、学生に陽性者や濃厚接触者が複数出ている状況にあります。

これらのことから、緊急事態宣言の対象期間である2月7日（日）までの間は、これまでの感染対策はもとより、下記の事項についても遵守して下さい。

#### 記

- (1) 課外活動については19時までとします。20時までには帰宅し、それ以降の外出は控えて下さい。
- (2) 接触系のクラブ（レスリング、柔道、ラグビー等）については、接触を伴わない活動に限定するよう練習メニュー等を変更して下さい。
- (3) 宿泊を伴う合宿や他大学等との交流試合、ならびに懇親会（いわゆる飲み会）については禁止とします。
- (4) 寮内において、複数の学生での談笑、ゲーム、飲酒等に興じるような行為は控えて下さい。
- (5) 新型コロナウイルスに感染もしくは感染の疑いが生じた場合には、速やかにクラブ指導者またはキャリア支援課に連絡をして下さい。

なお、上記の事項については、福岡県の新型コロナウイルスの感染状況により変更が生じる可能性があります。また、学内の感染状況（クラスターの発生など）によっては、課外活動自体の禁止など、より厳しい措置となる可能性もあります。そうならないためにも、学生の皆さん一人ひとりの自覚と節度ある行動を求めます。